

海外におけるシカ管理について

1. アメリカ合衆国北東部におけるシカ類の管理状況

1 アメリカ合衆国北東部を選定した理由

- 当該地域（コネチカット州、ニュージャージー州、ペンシルバニア州、メリーランド州）は、自然環境や都市化の状況等が、日本（特に北海道・東北地方）と比較的類似。
- シカの高密度化が起きており、増えすぎたシカの管理が課題。



2 シカ管理の概要（狩猟資源としての管理）

【シカ問題の概要】

- シカは、乱獲と森林減少により、20世紀初頭までに激減。その後、保護施策と森林回復により1970年代頃から著しく個体数が増加し、1980年代後半頃から、農林業被害、植生への影響、交通事故の多発等の問題が顕在化。

【シカ管理の基本的枠組みと考え方】

- 野生鳥獣の管理は連邦政府と州が責任を持つ。連邦政府が渡り鳥や絶滅危惧種を管理。州が狩猟鳥獣を管理し、狩猟についての責任と権限を有する。国有林や国立公園については、連邦政府の担当部局が管轄。有害鳥獣捕獲や個体数調整については、土地所有者・管理者による実施が原則。
- シカ管理の基本は狩猟資源としての管理。有害鳥獣捕獲や個体数調整についても一般的には狩猟施策の調整により実施。
- 狩猟者の対人口比は全米4.6%（日本0.1%）、平均年齢はアメリカ北東部40歳代後半（日本60歳代後半）。現在は十分な狩猟者が存在するため、狩猟の枠組みを利用した個体数調整が最も経済的な状況。

【狩猟資源としての管理の概要】（※州により異なるが、基本的な枠組みは共通）

- 州内を複数の地理的管理ユニット（1又は複数の狩猟区域からなる）に区分し、管理ユニットごとに狩猟期間、狩猟方法、捕獲上限数などを毎年細かく決定。
- 狩猟を行うためには、狩猟免許の他に、狩猟許可証の購入が必要。適法に捕獲された個体であることを証明するために、狩猟許可証に付属するタグに必要事項を

記入して捕獲個体に貼付・回収し、州に報告する。報告の際に与えられる確認番号をタグに記載することで合法性を担保する仕組み。

- 州が前シーズンの捕獲数や生息状況に関するデータ等を考慮して捕獲上限数を決定した上で、狩猟許可証の発行数（狩猟区域、狩猟方法別）を決定。個体数調整が必要な地域については、狩猟許可証の追加発行等により対応する。

3 狩猟以外によるシカ捕獲（以下、「特別許可捕獲」という）の特徴

【特別許可捕獲の概要】

- 狩猟禁止場所（自然公園、空港・軍事施設等）や狩猟困難場所（高標高、住宅地等）においてシカが土地管理上深刻な問題を及ぼしている場合や、狩猟期間外に捕獲を行う場合等には、特別な許可による捕獲を限定的に実施。
- 土地所有者・管理者が特別許可捕獲の実施に責任を持つ。住宅地における特別許可捕獲は個人ではなくコミュニティが総意の下で実施。
- 許可を得るためには、あらかじめ実施計画を州政府に提出し承認を得る等する必要。狩猟では禁止されている方法（夜間銃猟、消音器の利用等）が許可される場合がある。具体的な詳細な許可条件は定められておらず、州法の規定に基づき事例ごとに判断。
- 特別許可捕獲の費用は実施者が負担することとなっており、専門家の雇用や捕獲個体の処理費用等が高額なことから、実施は限定的。総捕獲数に占める特別許可捕獲によるシカ捕獲数は、コネチカット州 7%（2010 年、964 頭）、ペンシルバニア州 0.4%（2012 年、1521 頭）、メリーランド州 8～9%（2010 年、8245 頭）にとどまる。

【特別許可捕獲の担い手】

- 担い手は、州政府の職員、土地管理者、民間事業者等。民間事業者としては、シャープシューティングを提唱した「ホワイトバッファロー社」以外にはほとんどいない。
- 民間事業者等の技能・資格要件は州によって異なる。

<資格の例>

■ 迷惑野生動物管理技術士 (Nuisance Wildlife Control Operators)

各州が認定する、野生鳥獣の駆除等を事業として実施するために必要な資格。州が指定する迷惑野生動物（アライグマ、ガチョウ等）について、他者のために捕獲、移送、放獣・殺処分することができる。各州の研修の受講、試験の合格、定期的更新が必要。シカを含む大型狩猟獣等を捕獲する際は、さらに州の試験に合格することが必要。コネチカット州では 200 者以上が登録。

【特別許可捕獲の事例】

州	内容	制度利用者	実施要件
コネチカット州	<ul style="list-style-type: none"> ・シャープシューティング等の専門的手法による捕獲 ・州が特別許可を与えた経験豊富な射撃手に依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体や土地所有者（水道会社、空港、住宅所有者協会等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害証明、管理計画の提出、州の承認
メリーランド州	<ul style="list-style-type: none"> ・シャープシューティングと安楽死による捕獲 ・民間の個人・団体に対するシカ駆除資格制度であるディア・コーオペレータ(Deer Cooperator)に依頼 ・有資格者は、連邦職員、警察官、民間事業者（ホワイトバッファロー）等、6件のみ（2003年導入後） 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティや土地所有者等 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティの総意、作業計画の提出、州の承認
ペンシルバニア州	<ul style="list-style-type: none"> ・アーバンディアへの対応として、シャープシューティング等による捕獲 ・迷惑野生動物管理技術士の有資格者（主に連邦政府職員や警察）に依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理計画の提出、州の承認
ニュージャージー州	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティによるシカ管理プログラム (Community Based Deer Management Program) により、狩猟が禁止又は困難な場所において、管理捕獲、ヘリコプターの利用に関する認証業者による射撃、除去（移転）、繁殖コントロール等による捕獲 ・民間事業者やボランティアハンター等に依頼。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティや空港等の公共団体等 	<ul style="list-style-type: none"> ・タウンシップの決議、計画の提出、州の承認

【民間団体ホワイトバッファローの組織と実績】

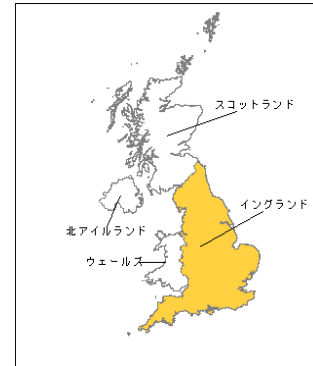
- 名称：White Buffalo, Inc.
- 組織：固有種や生態系を保護するためにシカ等の個体数管理と研究を専門に行う非営利団体(NPO)。1996年設立。本拠地はコネチカット州。
理事長：Anthony J. DeNicola 理事4名、常勤雇用者2名、年間収入約4,000万円。
- 代表的な活動事業実績

地域	責任者 (委託者)	成果	特徴
コネチカット州 ブラフポイント 州立公園	公園管理当局	シカ生息密度 88頭/km ² →17 頭/km ²	<ul style="list-style-type: none"> ・ホワイトバッファローが実施する技能試験に合格した狩猟者が散弾銃のみで捕獲を実施 ・1頭あたりの費用150ドル（狩猟者の監督、捕獲地の閉鎖のための監視の費用）
カルフォルニア州 ポイントレイズ国立海浜公園	公園管理当局	アクシスジカ (外来種) 根絶	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘリコプターによる狙撃、地上からの狙撃、スマートディアを生み出さないよう安楽死する方法を実施
ニュージャージー州 プリンストン	コミュニティ	シカの生息密度 50頭/km ² → 10頭/km ² 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅密集地で、交通事故が問題 ・夜間銃猟と計画的な狙撃によりスマートディアを効率的に捕獲

2. イングランドにおけるシカ類の管理状況

1 イングランドを選定した理由

- 人口密度が高く開発が進み、複雑な土地利用の中にシカが生息している点が、日本と類似。
- シカの高密度化がおきており、増えすぎたシカの管理が課題。
- 地権者によるシカ管理の限界を改善するため、官民が参加するパートナーシップである「シカ・イニシアチブ」や、地域レベルにおいてシカの総合的管理に取り組む「シカ管理グループ」が存在。



2 シカ管理の概要

【シカ問題の概要】

- 高密度にシカが生息しており、農林業被害、自然公園における植生への影響、交通事故の多発等が問題化。
- 在来種 2 種、外来種 4 種のシカ類（すべて狩猟資源）が生息。在来種（アカシカ）と外来種（ニホンジカ）の交雑が広がり、固有種の保存及び狩猟資源としての価値の点から問題。

【シカ管理の基本的枠組みと考え方】

- 野生鳥獣については、1831年の「狩猟鳥獣法」（狩猟鳥獣の定義、猟期の設定等）、1985年の「野生生物及び田園地方法」（指定野生動物の捕獲禁止、捕獲手法の規制等）、等に基づき一般的な保護が図られている。
- 1991年の「シカに関する法律」（禁猟期の設定、夜間捕獲の禁止、猟具の制限等）に基づき、国がシカの狩猟等に関する枠組み（猟期、猟具、狩猟時間など）を規定。国によるシカ管理計画はない。
- シカの管理責任（有害鳥獣捕獲や個体数調整を含む）は個々の土地所有者・管理者。シカを狩猟する権利（deer rights）を第三者（狩猟者団体等）に移転した場合は、当該第三者が管理責任を負う。
- 全体的な仕組みとして国レベルあるいは地域個体群レベルの個体数調整は行われていないが、シカの管理は一定規模の土地で行うことが効果的であることや、多数の利害関係者が存在することを踏まえ、国がシカ・イニシアチブを通じて一定の関与。

【シカ捕獲の枠組み】

- 各土地におけるシカ捕獲数は土地所有者が決定。
- 狩猟免許制度はなく、銃許可証と土地所有者の許可により狩猟が可能。シカ猟に使える猟具はライフル銃のみ（散弾銃、弓、わなは禁止）。狩猟者には訓練や講習の義務はないが、狩猟とシカ肉処理に関する技能を証明するための任意資格（Deer Stalking Certificate）の取得が推奨されている。
- 有害鳥獣捕獲や個体数調整についても、基本的には狩猟に関する枠組みに沿ってシカを捕獲する。狩猟期間外や夜間銃猟による捕獲が必要な場合は、政府機関（Natural England）が発行する特別許可が必要。なお、シカは夜間銃猟が禁止されており、夜間銃猟の許可における審査はきわめて厳格。

【シカ捕獲の担い手】

- 土地所有者が技術の高い狩猟者（専業、兼業、ボランティア）を雇用し、狩猟及び特別許可による捕獲を行うことが多い。
- 特に大規模私有地では、シカの専門的管理者(Deer Keeper)が雇用されることが多く、シカ管理が伝統的な職業として成立。

3 シカ管理を促進するための体制

【シカ・イニシアチブ（Deer Initiative）について】

- 土地所有者の利益・関心によって管理の目的や内容、強度が大きく異なることから、個別の土地所有者による努力のみでは、シカ管理の持続可能な管理を行うことは難しい。そのため、地域レベルで連携した管理を支援するためのパートナーシップ組織としてシカ・イニシアチブが設立された。
- シカ・イニシアチブには、公的機関、ボランティア団体、民間団体が参加し、環境食料農村地域省（DEFRA）等の公的機関が資金を拠出。イングランドを4地域（南西部・南東部・中央部・東部）に分けて活動。
- 活動内容は、地域におけるシカ管理グループの設置促進、シカ管理のための優良実例集等の提供による普及啓発、土地所有者や国等への助言、様々な情報提供、シカフォーラムの主催等。

【シカ管理グループ（Deer Management Group）について】

- シカの生息地域単位で土地所有者がまとまってシカに関する問題に取り組むことが必要な際に組織される、任意のシカ管理者のグループ。シカ・イニシアチブがシカ管理グループの組織化、活動を支援。

- シカ管理グループの体制は、その場所のシカ管理の目的に応じて異なる。
構成メンバーは、土地所有者、土地管理者、借地人、地域で活動するシカ捕獲者、関係組織・機関の構成員、警察等であり、委員会等が設置される。

【シカ捕獲・シカ肉処理に関する資格（Deer Stalking Certificate）について】

- シカ管理技能を証明する任意資格制度で、非営利団体（Deer Management Qualification）が実施（公的機関、狩猟者団体、林業団体、教育機関等が支援）。
- 2段階のレベルを設定。
 - DSC1** シカの狩猟と管理に関する基本的な資格。シカの基本的な管理原則や食肉衛生についての理解、基礎的な射撃能力を確認。
 - DSC2** 豊富な経験を有していないと取得困難な資格。シカの狩猟から死体処理・出荷までの全プロセスを、実地で3回以上証人の前で証明。
- 本資格保持者（DSC 2 推奨）は、シカを含む大型狩猟獣を狩猟鳥獣肉取扱業者に販売できる「訓練を受けた狩猟者」（Trained Hunter）となる。

3. 捕獲技術について

1 夜間銃猟について

- アメリカ北東部では、夜間銃猟は禁止されており、特別の許可により、自然公園や空港等の公共地や郊外の住宅地等において実施可能。従事者数が少ないこと、実施費用が高額なこと、合意形成が課題であること等から、実施は限定的。
- イングランドでは、夜間銃猟はシカ狩猟においては密猟の防止を主な理由として禁止されており、特別の許可により、農業被害、空港管理等の公共の安全、自然環境保全等を目的に実施可能。審査が厳密なため、実施は限定的。

	アメリカ(北東部 4 州)	イギリス(イングランド)
狩猟における可否	禁止	禁止 (シカ猟等に関して)
狩猟における禁止理由	・ 歴史的には夜間狩猟による密猟の防止対策であったが、近年は安全性が第一の理由	・ 密猟の防止が主要な理由 (害獣のキツネ等は、密猟が想定されないため可能)
許可制度	有 (利用はきわめて限定的)	有 (審査は厳密で利用はきわめて限定的)
夜間銃猟許可の要件	・ 州による実施プログラムの審査と承認、認可が必要。	・ 前年に資産がシカによって深刻な被害を受けており、当該被害が継続する可能性が高いこと ・ 非致命的防除措置について、効果がない/实际的でない/実施困難、のいずれかであること ・ シカ管理グループの設立が不可能か、シカの減少に時間がかかり、被害の継続が予見されること ・ 夜間射撃は安全か、個体数削減や被害の縮小に成功する可能性が高いこと
夜間銃猟を伴う事業の概要	・ 狩猟が行われない公園、空港などの公共的な土地や郊外の住宅地などにおける実施。 ・ どの州においても従事者総数は数名から十数名にとどまる。 ・ メリーランド州の夜間銃猟を含むプログラムによる捕獲数は、2010年に1,142頭で、これはシカ捕獲頭数の1%程度。	・ 農業被害、空港管理等の公共の安全、自然資産の保全などを目的として実施。 ・ 夜間銃猟は最後の手段と位置づけられており、許可申請に対する審査は厳しい。

2 狩猟における可猟時間

- 日の出前、日没後の一定時間の狩猟が可能(アメリカ北東部は日の出前日没後各 30 分、イングランドは日の出前日没後各 1 時間)。
- 一定の明るさが確保されていること、シカ類の活動が活発で捕獲がしやすいことが理由と考えられる。

アメリカ北東部 4 州とイングランドの比較

項目	アメリカ:北東部 4 州	イギリス:イングランド
管理主体	州／土地所有者・管理者	土地所有者・管理者(狩猟権所有者)
シカ問題の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・分布域拡大と高密度化。 ・農業被害、森林更新の阻害、市街地への進出、交通事故の増加などが問題。 	<ul style="list-style-type: none"> ・分布は拡大傾向、高密度を維持。 ・一部で農林業被害や生態系への影響、市街地への進出が問題化。
シカ管理の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・州による狩猟資源管理が基本。 ・狩猟資源管理(捕獲上限数の設定等)を通じて農林業被害や生態系影響等へ対応。 ・特別の許可による被害防除や公益的な目的での捕獲は限定的(捕獲総数の 10% 以下)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地所有者(管理者)による狩猟資源管理が基本。 ・複数の土地所有者及びステークホルダーの連携促進のため、シカ・イニシアチブを設置し、シカ生息地単位でのシカ管理グループを設置促進、及び支援。
捕獲の担い手	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な担い手は狩猟者。人口の 4～13%。 ・専門家(及び専門家集団)による捕獲は限定的。 	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な担い手は狩猟者。人口の 0.7%。 ・狩猟とシカ肉等の処理に関する技能を証明する任意資格を持った者が狩猟や、管理捕獲を行うことを推奨。
狩猟制度	<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟免許を取得するためには、各州の狩猟者安全講習の受講又は前シーズンの免許が必要。 ・シカについては、狩猟免許に加えて狩猟許可証の購入が必要。 ・シカを捕獲した場合、狩猟許可証に付属するタグに必要事項を記載しシカに付けて回収し、州に報告、確認番号をタグに記載し、合法性を担保する仕組み。 	<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟免許は存在しない。ただし、狩猟目的で火器免許を取得し、その中にシカの射撃やシカの射撃に関する銃弾の所持と使用に関する条件が記載される必要。 ・捕獲上限数は土地所有者が設定
狩猟方法の規制	<ul style="list-style-type: none"> ・シカ狩猟の猟具は銃及び弓に限定。 ・犬の使用は死亡もしくは負傷したシカの探索目的に限定。 ・無音で射出でき、命中精度も高く、力が不要なクロスボウの利用が広がっており、新たなハンターを獲得するための魅力的な猟具と考えられている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・シカ狩猟の猟具はライフルに限定。 ・犬を用いた狩猟は一部地域に限定。その他の地域では犬の使用は死亡もしくは負傷したシカの探索目的に限定。
夜間銃猟	特別な許可に基づき限定的に実施。	特別な許可に基づき限定的に実施。
消音器	要許可。(近隣住民対策等のため)	要許可。(狩猟者の聴力保護等のため)
猟期	<ul style="list-style-type: none"> ・猟具や狩猟免許の種類毎に土地の所有形態等に応じて猟期を設定。猟区やシカの性別等によっても設定が異なる場合もある。州によっては日曜日の狩猟を禁止。 	<ul style="list-style-type: none"> ・シカの種類に応じて禁猟期を設定。 ・イギリスに生息するシカ 6 種のうち、キヨンについては禁猟期設定がなく、一年を通して捕獲が可能。
狩猟時間	日出前 30 分から、日没もしくは日没後 30 分後まで。	日出前 1 時間から日没後 1 時間まで。
資源流通	<ul style="list-style-type: none"> ・野生シカ肉等の利用は自家消費が原則。商業的流通は禁止。 ・特別許可による捕獲個体は精肉後寄付。 	<ul style="list-style-type: none"> ・商業流通を含め積極的に利用。

日本とアメリカ・イギリスにおける狩猟制度(シカを中心に)

項 目	日本	アメリカ(北東部4州)	イギリス(イングランド)	
基本事項	主要な法律	鳥獣保護法	州の狩猟関連法規	シカに関する法律
	シカの管理主体	捕獲許可権限は主に地方自治体等(管理主体は明確ではない)	州及び土地所有者	狩猟権(土地)所有者
	シカ管理への行政の関与	強い(許可捕獲、特定計画など)	強い(狩猟許可数の調整など)	無(間接的)
	狩猟を行うための土地所有者の許可・同意	明示されない限り慣例的に不要	私有地では必要	私有地では必要
	狩猟者数の対人口比(%)	0.1	4~13(北東部4州)	0.7(全英)
	狩猟者数等の動向	著しい減少と高齢化(平均年齢は60歳代)	漸減傾向で高齢化(平均年齢は40歳代後半)	大きな変化はないが若干高齢化
狩猟制度	狩猟免許	必要(試験の合格が必要。銃所持には講習も必要)	必要(講習や試験の合格が必須)	なし(銃許可の際に目的として狩猟を記載)
	狩猟を行うために必要な要件(免許以外)	都道府県への狩猟者登録	シカ捕獲許可の購入(タグが添付される)	狩猟権(土地)所有者の許可
	銃猟を行う際の免許等	必要	不要(銃の購入時に州警察当局等の許可が必要な州がある)	必要
	銃所持の年齢制限(競技用を除く)	20歳以上	18歳以下に設定されている州が多い。制限の無い州もある(全米)	条件付きで14歳から可
狩猟方法	使用可能な銃の種類	空気銃、散弾銃、ライフル銃	空気銃、散弾銃、ライフル銃、先込め銃、拳銃	シカ猟は原則的にライフル銃のみ
	弓の使用の可否	×	○	×
	ワナ猟の可否	○	原則不可	原則不可
	イヌの使用(追い込み)	○	×	×
狩猟時間規制	夜間銃猟(日出前・日没後の狩猟可能時間)	禁止(0時間)	禁止(各0.5時間)	禁止(各1時間)

アメリカ北東部4州とは、コネチカット、ニュージャージー、ペンシルバニア、メリーランド。

シカ問題とシカ管理(1)

項 目		日本	アメリカ(北東部4州)	イギリス(イングランド)
シカ問題	シカの位置づけ	狩猟獣	狩猟獣(重要な狩猟資源)	狩猟獣(重要な狩猟資源)
	近年のシカ個体群の動向	分布域拡大・高密度化が進行中	20世紀後半以降増加、高い密度水準	分布域拡大、高い密度水準
	農林業被害	有	有	有
	生態系影響	有	有	有
	市街地への侵入 交通事故	有	有	有
シカ管理	現在の主要な管理目的	<ul style="list-style-type: none"> 農林業被害軽減および生態系影響軽減が優先課題 狩猟資源管理は副次的 	<ul style="list-style-type: none"> 狩猟資源管理が基本 狩猟の枠組みを通じての生態系影響等の軽減、農林業被害軽減は副次的 	<ul style="list-style-type: none"> 狩猟資源管理が基本 生態系影響軽減、農林業被害軽減は副次的
	狩猟資源管理の基本的な仕組み	狩猟期間、1人1日あたり捕獲数の調整	州政府が管理地区ごとに捕獲上限数を設定し、捕獲許可を販売。捕獲許可に付帯するタグによる捕獲個体の管理。	行政による管理計画はなく、狩猟権者(土地所有者)の管理にゆだねられる。
	被害防除・駆除等の主体	被害者・公共団体等(明確ではない)	土地所有者	土地所有者
	個体数管理の主要な施策	<ul style="list-style-type: none"> 狩猟における制限の緩和 許可捕獲の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 狩猟によるコントロールが中心(狩猟許可数の調整、無角ジカ捕獲の優先、弓猟の促進など) 狩猟による捕獲数は、メリーランド州2011年に10万頭程度、ペンシルベニア州2012年に34万頭程度、コネチカット州2010年1万頭程度、ニュージャージー州5万頭程度 狩猟の例外として、狩猟期間外の捕獲、捕獲上限数を超えた狩猟を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 管理主体である複数の土地所有者およびその他のステークホルダーの連携を促進するため、シカ管理グループを組織。 官民が参加するパートナーシップであるシカ・イニシアティブがこれを支援 狩猟とシカ肉処理に関する技能を証明する任意資格を活用。
	利用(野生シカ肉市場)	有(地域的で小規模)	無(商業的流通禁止), 自家消費が原則	有(促進中)

シカ問題とシカ管理(2)

項目	日本	アメリカ(北東部4州)	イギリス(イングランド)	
狩猟以外の特別許可制度	主な制度	<ul style="list-style-type: none"> •特定計画による個体数調整 •自治体の許可による有害鳥獣捕獲及び個体数調整(猟期以外、狩猟できない場所、非狩猟鳥獣の捕獲、狩猟で使えない猟具・手法の利用) 	<ul style="list-style-type: none"> •農家向けの制度(狩猟免許や捕獲許可を免除, 特別許可) •個別の許可による捕獲 	<ul style="list-style-type: none"> •農家の自己防衛(猟期外の捕獲) •公共性のある場所・目的での捕獲(自然遺産の劣化防止、公衆衛生・公共の安全目的での捕獲、猟期外にも実施)
	捕獲従事者の要件	原則として狩猟免許所持者(非保持者の補助的関与は可能)	自治体等が捕獲従事者を選定、捕獲従事者の免許制度は一部の州にあるが数名しかいない。夜間発砲等は個別に認定するが、きわめて限定的	シカ捕獲・シカ肉処理に関する資格の資格者が推奨される
	シカ捕獲数の特徴	許可捕獲数が狩猟による捕獲数を上回る	・狩猟以外の捕獲は1割程度	<ul style="list-style-type: none"> ・シカ捕獲数は把握されていない。 ・1割の狩猟者により9割の鹿を捕獲。

捕獲技術について

項目	日本	アメリカ(北東部4州)	イギリス(イングランド)
夜間銃猟	狩猟における可否	禁止	禁止(シカ猟に関して)
	狩猟における禁止理由	安全性	歴史的には夜間銃猟による密猟の防止対策であったが、近年は安全性が第一の理由となっている。
	夜間銃猟の許可制度	無	有(利用はきわめて限定的)
	夜間銃猟許可の要件とこれを伴う事業の概要	—	<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟が行われない公園、空港などの公共的な土地や郊外の住宅地などが実施対象。 ・実施プログラムの審査と承認、認可が必要。捕獲従事者には厳しい要件が課せられる(州による)。 ・どの州においても従事者総数は数名から十数名にとどまる。 ・費用がかかることもあり、利用は限定的。メリーランド州の夜間発砲を含むプログラムによる捕獲数は、2010年に1142頭で、これはシカ捕獲頭数の1%程度。
その他の道具	小口径ライフル使用	不可	狩猟では不可、夜間銃猟などの特別に許可されたプログラムでは許可される
	消音装置の利用	不可	不可(大口径銃で確実に即死させることが人道的だとする考え方による)
	暗視装置の利用	不可	使用可(狩猟者の聴力保護のため)
	弓の利用	不可	夜間銃猟などの特別に許可されたプログラムでは許可される
その他	弓の利用	不可	可。クロスボウは無音で射程が短く、住宅地近隣での利用や、女性や若・高齢者でも利用しやすいことから、新たな狩猟者をリクルートするために普及を試みる州もある。
	コントロールに対する民間団体の参画など	団体の要件に関する規定や認定等の制度はない。	<ul style="list-style-type: none"> ・迷惑野生動物管理技術士(Nuisance Wildlife Control Operators)が存在するが、夜間銃猟等を伴うシカ駆除事業に参画する例は、資格要件や予算の制約からきわめて少ない(州によって要件等は異なる)。 ・メリーランド州には個人資格としてのディア・コーオペレーター(Deer Cooperator)制度がある。
			<ul style="list-style-type: none"> ・官民参加のパートナーシップであるシカ・イニシアチブ(Deer Initiative)が地域におけるシカ管理グループの設置を支援し、助言を行う。 ・シカ管理に関連する公的機関や狩猟団体、林業団体、教育団体等が支援する非営利団体Deer Management Qualification)が認定する資格(Deer Stalking Certificate)を持った者が、専門家として活用されている。